



VOL.43

トクちゃん新聞

7月号

梅雨明けが待ち遠しいです……!



平成22年7月8日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階
TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



よりひと言

●7月に入りました。7月は、私の誕生月でもあり、弊社の開業月でもあります。私は満41歳。事務所は満9歳。もう9年！9年前の今頃は、お客様の数が法人・個人合わせて10件でした。9年間で、おかげさまで、お客様の数は増えてきましたが、**経営者としての悩みは尽きない**です。まだまだ**地べたを這いつくばっている感覚**があります。もう少し高いところから、自分のこと、事務所のことを見ることが出来るようになればよいのにな……と、つくづく思います。



●先日、「ホームページを見た」という方からご連絡をいただき、お会いして来ました。離職率の高い業界にあって、その会社さんは**異常に離職率が低い**そうです。その秘訣は、

- ①会社がやりたいこと・目指していることを日々話す。
- ②現場も社長も、何かに迷ったら①に照らして判断
- ③①に照らして違う方向のことをしている社員には、気づいた時点ですぐに修正ポイントを伝える。

あたりまえのことといえばあたりまえのことなんですが、いかがですか？なかなか難しいところなんですよ。経営者仲間にもよくアドバイスして来られたそうで、とうとう本業とは別に、社員さんのモチベーションアップのコンサル会社を立ち上げるに至ったそうです。確かに、会社にお邪魔している最中、**社員さん達の表情がイキキしている**を感じました。世の中、魅力的な人がたくさんいらっしゃるなあ……と改めて思いました。

◆税務情報

担当：徳野

平成22年の税制改正でもっとも注目すべきは、「グループ法人税制」です。概略については、この新聞紙上でもお伝えしてきましたが、具体例をご紹介します。

- A社：利益体質。本業の他に収益マンションを所有。簿価2,000万 時価1,500万
- B社：赤字体質。
- A社もB社も、X氏がその株式の100%を所有



このマンションを、A社→B社に売却し、B社にて賃貸収入を得る。A社の利益対策にもなりB社の赤字体質改善にもなります。ここでA社側の500万(2,000万-1,500万)の譲渡損失ですが、**22年9月までの譲渡であれば、節税策として有効**なのですが、グループ法人税制が適用される**10月以降の譲渡となりますと、この譲渡損失が申告調整の対象となり、節税なりません。**

もし、このような含み損のある資産をグループ内で移転し含み損を実現させようとお考えの場合は、**10月1日を境に取扱が大きく変わります**ので、ご注意ください。

◆「月次決算」の有効利用について PART III

担当：杉山

今回は月次決算を早めるための手段と分析のポイントについて紹介します。

●まず早めるための手段としては以下のような方法があります。

- ①スピードアップ⇒どこまで精度を落とすか？／正確さを求めすぎて作成が遅くなるとは意味がありません。月次決算を早く出すには経理をシンプル化しておく必要があります。
 - ②損益計算書(P/L)項目／売上、仕入関係については早く締め切る事が重要です。月割計上すべき減価償却費、賞与引当金等は必ず処理すべきです。
 - ③貸借対照表(B/S)項目／固定資産等の処理は早めにしておく事が望まれます。
- 次に分析のポイントですが以下のような考え方があります。
- ①比較対象のポイントを定めて変化をつかむ習慣をつける。月次決算を見て、社長のイメージ通りの数字になっているかを確認します。例えば前年の数値と見比べてみるとか他の支店(営業所)と比較する等。自社の注意すべき重要なポイントを把握されることです。
 - ②本社費・共通費についての考え方。部門(事業所)別損益は営業利益まで見るのが一般的です。本社費・共通費の配賦で損益が大きく変わってしまいます。
 - ③予算対比。予算対比も重要な作業ですが対比が効果的なのは計画が詳細にされている場合です。売上であれば具体的な営業活動等を検討しておけば実績が出てから計画と何が違ったのかを把握して、改善することが出来ます。

例えば以下のように事前に出来る限りの条件を詳細に落とし込んで、具体的なアクションを定めた予算を作っこそ、予算対比の意味があります。

- (例)売上の場合(ターゲット:新規顧客の場合)
 - イ、アプローチする会社数:何社開拓するのか？
 - ロ、アプローチする会社の属性:業種、規模、地域etc
 - エ、アプローチ方法:TEL、DM、FAX、とびこみetc

◆税務スケジュール(7月)

担当:岡村

7月12日(月)

- ・6月分 源泉所得税の納付
- ・1~6月分 源泉所得税の納付(納期の特例分)
- ・6月分 住民税の納付(特別徴収)
- ・**社会保険 算定基礎届**
- ・**労働保険 申告・納税**

お忘れな
いまい
ように

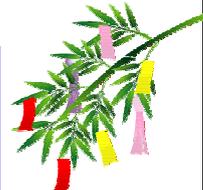
7月15日(木)

- ・所得税 予定納税額の減額申請書



8月2日(月)

- ・5月決算法人 確定申告
- ・11月決算法人 中間(予定)申告
- ・6月分社会保険料
- ・所得税の予定納税



◆国民年金の支払をクレジットカードで!

担当:岡村

国民年金保険料をクレジットカードでの納付が出来ることをご存知ですか?

国民年金被保険者本人のクレジットカードでなくても、例えばご家族のクレジットカードからの引落でもOKです。年末調整や確定申告時の社会保険料控除は、実際に保険料を納付した人の社会保険料控除として控除できます。クレジットカードでは一般的に利用金額に応じてポイントが付きますので、保険料納付もカードで引落され、なおかつポイントが付くというのも有難いですね。

詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_01/index4.html

申込書もPDFで出力できます。手続きは年金事務所では受け付けていませんので、お近くの年金事務所へお問合せください。



◆書籍紹介

担当:徳野



●もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら 岩崎夏海 著
タイトルを見て「アホくさ・・」と思いながらも昨年12月発売直後に読みました。最近になって、「もしドラブーム」になっているとかで、書店でも大きく扱っています。内容は女子高生みなみちゃんが野球部マネージャーになるにあたって、誤ってドラッカーの「マネジメント」を買ってしまうところから始まります。あまりの難しさに後悔しつつも、**ドラッカーの言う企業経営上のマネジメントをクラブ活動にはめ込んでいくことで、すさまじい成果を得ていく**というものでした。

「さおだけ屋」なんかもそうですが、難しいテーマを身近なものに投影することで簡単に表現するというのは、学術的・文学的には価値は少ないかも知れませんが、知識を広める作品ということで非常に打ちのあることだと思います。

● Good Job グッジョブ(講談社コミックスキス) [コミック] かたおかみさお 著

マンガで恐縮です。「気持ちいい人間関係が快適な会社生活を作る! 爽快オフィスストーリー!

会社でいちばん難しくて、大切なのは人間関係! 営業課の姉御OL・上ちゃんがシャキッと解決、元気が出る会社物語」(出版社の内容紹介文より)

もともと、NHKの深夜番組で、このマンガを原案にしたドラマの再放送を見たのがキッカケです。朝の連続ドラマ小説「ゲゲゲの女房」主演の松下奈緒さんが主人公のOL「上ちゃん」役でした。面白かったので、アマゾンで原作マンガを7冊まとめ買いしました。この上ちゃんがよく出来たOLさんで、社内のOL⇄OL、OL⇄男性社員 のちょっとした意思疎通のまずさによるトラブルをさりげなくキレイにカバーしつつ、**勘違いしている新人OLさんにキチッと指導**もし、上ちゃんのいる部署はいつもいい仕事をしていくのです。職場の人間関係の教科書にもなるのではないかと考えています。



国民休暇村

担当:徳野 久美

国民休暇村という施設をご存知ですか?
全国の国立公園・国定公園36カ所に作られている、公共のお宿です。
キャンプ場やコテージも併設されています。
国立公園の中にあるので、景色はとても美しいです。

公共の宿なので、豪華さはないですが、朝のお散歩会や、土地のものを使ったお食事・温泉など、とても快適です。もちろん、料金もお手頃価格ですよ。

我が家は、蒜山・淡路島・近江八幡などよく利用しています。

富士や、南紀勝浦にも行ってみたいと思っています。

<http://www.qkamura.or.jp>



◆税務クイズ

担当:赤松

Q. 日用品で不要となったものをインターネットオークションに出品し、売った場合、「譲渡所得」として確定申告する必要がありますか?



A. 生活に必要な動産であることと、売った金額(売却価額)が**30万円以下**か**30万円超**かで異なります。生活に通常必要な動産を売却した場合は、1個又は1組あたりの売却価額が**30万円以下**であれば、譲渡所得として**申告する必要はありません**。

30万円を超えた場合は、売却によって得た利益は総合課税される「譲渡所得」となり、申告する必要があります。ただし、30万円以下であっても、相当の期間にわたり、**継続的に譲渡している**場合の所得は「**事業所得**」又は「**雑所得**」となります。

生活に通常必要な動産を売った場合

	30万円以下	30万円超
継続的でない	申告不要	譲渡所得
継続的に譲渡している	雑所得(事業所得)	雑所得(事業所得)